

宇陀市介護老人保健施設さんとおびあ榛原給食業務委託
(長期継続契約) プロポーザル実施要領

第1 趣旨

宇陀市介護老人保健施設さんとおびあ榛原(以下、「施設」という。)の給食業務について、施設の入所者等への療養及び介護の一環として安全かつ安定的に給食を提供することができる者を選定するために実施する。

第2 業務概要

1 業務名

宇陀市介護老人保健施設さんとおびあ榛原給食業務委託(長期継続契約)

2 業務内容

業務の内容は、施設での給食業務(以下、「給食業務」という。)であり、主な内容は次のとおりとする。なお、詳細については、宇陀市介護老人保健施設さんとおびあ榛原給食業務基本仕様書(以下、「基本仕様書」という。)及び宇陀市介護老人保健施設さんとおびあ榛原給食業務標準作業基準(以下、「標準作業基準」という。)を参照すること。

- (1) 給食献立の作成、給食材料の発注、検収、検品、保管及び在庫の管理等
- (2) 調理及び盛付け
- (3) 配膳、配茶、下膳
- (4) 食器の洗浄及び消毒
- (5) 厨房及び器材の衛生管理
- (6) その他給食業務に関し、必要な業務

3 業務期間

業務期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。ただし、契約締結日の翌日から令和7年3月31日までを準備期間とし、その間の委託料は発生しないものとする。

4 委託料の上限額

委託料の上限額は、1年度あたり3千万円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。ただし、翌年度以降の委託料の予算について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができる。なお、これにより、施設が契約を解除し、受託者に損失が生じた場合は、受託者はその損失の補償を請求できるものとする。

第3 参加資格

1 プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 公告日現在で「宇陀市物品役務提供者名簿」で役務提供の登録をしている者であること。ただし、当該登録を行っていないものであっても、次の各項目に掲げる書類を提出し、入札参加資格者として基準を満たすことが認められる者にあつては、当該登録を行っている者と同様の資格があるとみなす。提出書類は写しを可とする。

ア 登録登記事項証明書又は履歴事項全部証明書

イ 取引先一覧及び会社の概要

ウ 財務諸表(直近1年) 法人貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書

エ 直近年度の国税（法人税並びに消費税及び地方消費税の未納が無いことが確認できる納税証明書：その３の３）、都道府県税（事業税及び都道府県民税）及び市町村民税全ての納税証明書

- (2) 参加申込期限日において、国、地方公共団体から指名停止を受けていないこと。
 - (3) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第２項の規定に基づく宇陀市の入札参加資格基準による入札参加の資格制限に該当しないこと。
 - (4) 公告日現在で、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (5) 宇陀市暴力団排除条例（平成２３年宇陀市条例第２１号）第２条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者でないこと。
 - (6) 令和元年度以降に５０床以上の高齢者施設、医療機関において給食業務を元請けで受託し、３年以上継続して誠実に履行した実績を有すること。
 - (7) 災害危機等の際でも委託業務を遂行できるよう、公益社団法人日本メディカル給食協会と代行補償契約を締結すること。
 - (8) 令和元年度以降、奈良県内の受託先において、食中毒等の事故により、業務停止処分を受けていないこと。
- ２ 前項第１号ただし書の規定は本プロポーザルの参加資格に関する特例であって、同号ただし書の規定により宇陀市物品役務提供者名簿に追加登録されるものではない。

第４ 参加申込書兼誓約書の提出及び資格審査

本プロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり参加申込書兼誓約書（様式１）を提出すること。施設の事業管理者（以下「管理者」という。）は当該申込者の資格を審査するものとする。

１ 参加申込書兼誓約書の提出

- (1) 提出部数 １部
- (2) 提出期限 令和６年１１月１５日（金）１７時
- (3) 提出方法

次の書類を添えた参加申込書兼誓約書（様式１）を持参又は郵送により提出すること。

ア 第３参加資格１(6)の受託実績を証明する受託実績届出書（様式２）

イ 第３参加資格１(1)アからオまでに掲げる書類（宇陀市物品役務提供者名簿に登録されていない者のみ）

ウ 会社概要、決算書（直近のもの）

(4) 提出先

名 称 宇陀市介護老人保健施設さんとしあ榛原

所在地 奈良県宇陀市榛原萩原８０１番地の１

- (5) 持参の場合の提出時間 ８時３０分～１７時（平日に限る）

第５ 質問の受付及び回答

この実施要領、基本仕様書、標準作業基準、宇陀市介護老人保健施設さんとしあ榛原

給食業務委託企画提案書作成要領（以下、「企画提案書作成要領」という。）及び見積書の作成提出、その他プロポーザルに関する質問の受付及びその回答については、次のとおりとする。

1 質問提出期限 令和6年11月6日（水）17時

2 質問提出方法

質問書（様式3）を電子メールにより提出すること。なお、電子メールを送信したときは、送信後に電話にてその旨を報告すること。

3 回答

受け付けた質問に対する回答は、令和6年11月11日（月）に参加資格を有すると認められた者全員に電子メールで送信する。

第6 現場確認

参加申込書兼誓約書（様式1）を提出した者は、現場を確認することができるものとする。なお、現場を確認することができる期日は、令和6年11月11日（月）9時から11月15日（金）17時までとし、事前に施設に連絡し日程調整をしなければならない。

第7 辞退届の提出

本プロポーザルの参加申込書の提出後に本プロポーザル参加を辞退しようとする者は、次のとおり辞退届（様式4）を介護老人保健施設事業管理者に提出するものとする。

(1) 提出書類 辞退届（様式4）

(2) 提出部数 1部

(3) 提出期限 令和6年11月15日（金）17時

(4) 提出先 第4-1(4)に同じ。

(5) 提出方法 持参又は郵送。また、本プロポーザルへの参加を辞退したことを理由として、今後、施設が行う業務において不利な取り扱いをされることはない。

(6) 持参の場合の提出時間 第4-1(5)に同じ。

第8 企画提案書の提出

参加申込書兼誓約書を提出した者は、次のとおり企画提案書を介護老人保健施設事業管理者に提出するものとする。

1 企画提案書

(1) A4版両面印刷したもので、30ページ以内（ページ番号を付すこと。）とする。

(2) 提出部数

ア 正本（押印有り）1部

イ 副本（押印不要）9部

(3) 提出期限 令和6年11月15日（金）17時

(4) 提出方法 持参又は郵送。

(5) 提出先 第4-1(4)に同じ。

(6) 持参の場合の提出時間 第4-1(5)に同じ。

(7) その他 企画提案書の作成については、企画提案書作成要領を参照すること。

2 見積書

(1) 提出部数 1部

(2) 見積書に記載する金額は、企画提案書作成要領3(4)によること。

(3) 提出期限、提出方法及び提出先については、企画提案書に同じ。

3 注意事項

(1) 提出された企画提案書、見積書その他の書類は返却しない。

(2) 提出後の企画提案書、見積書その他の書類の変更及び差替えは認めない

(3) 施設から企画提案書等の内容について質問があったときは、2営業日以内に回答すること。

第9 プロポーザル審査

プロポーザル審査は、参加者が次により行うプレゼンテーションに対して、プロポーザル審査員が審査基準によって審査を行う。

1 プロポーザル実施日 令和6年11月20日(水)にプレゼンテーションを行うものとする。また、プレゼンテーションを行う場所、日時等は併せて通知する。

2 内容 プレゼンテーション及び質疑応答

3 持ち時間 プレゼンテーション30分以内、質疑応答30分以内とする。

4 出席者は、業務の担当者となる予定の者(主たる担当者を含む3名以内)とする。

5 当日の追加の資料配布は認めないものとする。ただし、施設が追加資料の提出を求めた場合は、この限りではない。

6 プレゼンテーションに用いる機器等は、参加事業者が準備するものとする。ただし、プロジェクター及びスクリーンは施設が準備する。

第10 受託候補者の選定及び結果の通知

1 プロポーザル審査の結果により、評価点の合計点が最上位の者を受託候補者に選定し、併せて次点者を選定する。ただし、評価点が同じ提案者が複数あった場合は、基本的な項目の評価点の高い者を上位とし、この項目においても評価点と同じ場合は、見積金額の低い提案者を上位とする。なお、これによっても差がない場合は、くじ引きにより選定する。

2 受託候補者の選定に係る結果は、令和6年11月26日(火)にプロポーザル審査の全参加者に書面で通知する。

第11 契約の締結

1 管理者は、受託候補者に選定された者と契約締結の交渉を行う。

2 受託候補者との交渉により契約が成立しなかったときは、次点者と契約締結の交渉を行う。

第12 失格事由

次のいずれかに該当するときは、失格とし、審査の対象から除外する。

1 実施要領に定める参加資格を満たさない場合。

2 提出書類に虚偽の記載があった場合。

- 3 審査の透明性及び公平性を害する行為があった場合。
- 4 前3項に定めるもののほか、提案に当たり著しく審査規定に反する行為がある場合。

第13 その他

- 1 提出する書類の作成、提出等に要する費用、プレゼンテーションに要する費用等、本プロポーザルに要する費用は、全て参加者の負担とする。
- 2 企画提案に対する報酬は、支払わない。
- 3 提出された書類は、返却しない。
- 4 本プロポーザルの参加表明後に辞退しようとする者は、辞退届（様式4）を提出すること。なお、辞退したことを理由として、今後施設が行う業務において不利な取り扱いをされることはない。
- 5 契約の締結に当たっては、施設と受託候補者とで細部について調整を行い、委託条件を協議の上、契約を締結することとする。
- 6 受託候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、提出書類に虚偽の記載があったとき又は協議が調わないときは、その選定を取り消し、次点者と調整協議の上、契約を締結するものとする。
- 7 受託者から提出された書類（企画提案書を含む）は宇陀市情報公開条例（平成18年宇陀市条例第9号）の規定に基づき公開する。また、当該提出書類以外のプロポーザル実施に関する情報（受託者以外の参加者から提出された書類を含む。）は、同条例の規定に基づき公開することがある。
- 8 宇陀市介護老人保健施設事業プロポーザル審査員会議は、非公開とする。審査結果は、受託候補者選定後に施設のホームページに公表する。

第14 スケジュール（予定）

スケジュールは次のとおりとする。ただし、都合により変更することがある。

- | | |
|------------------|------------------|
| 1 公表及び資料の配布日 | 令和6年10月24日（木） |
| 2 質問提出期限 | 令和6年11月6日（水）17時 |
| 3 質問回答日 | 令和6年11月11日（月） |
| 4 参加申込書兼誓約書の提出期限 | 令和6年11月15日（金）17時 |
| 5 企画提案書提出期限 | 令和6年11月15日（金）17時 |
| 6 プロポーザル審査日 | 令和6年11月20日（水） |
| 7 審査結果通知発送日 | 令和6年11月26日（火） |

第15 連絡（問合せ）先

郵便番号 633-0253

住所 奈良県宇陀市榛原萩原801番地の1

名称 宇陀市介護老人保健施設さんとぴあ榛原 庶務課

電子メールアドレス santopia@city.uda.lg.jp

電話番号 0745-85-2525

FAX番号 0745-82-2131

別表

宇陀市介護老人保健施設さんとおびあ榛原給食業務委託
プロポーザル審査基準

(1) 評価基準

提案書の審査項目及び評価項目並びに配点は、次のとおりとする。

審査項目		評価項目	配点
基本的な項目	(1)調理業務に対する考え方、新しい取り組み	①療養（一般食、療養食、アレルギー食などの提供）と介護の一環（行事食、イベント食などの実施）としての給食に関する考え方及び取り組み内容	25 点
		②食欲不振や嚥下不良等の個別対応、食材の加工（ミキサー食、刻み食、あんかけ食など）や栄養補助食品についての考え方及び取り組み内容	
業務に関する項目	(2)安全衛生管理	①厨房や食材の衛生管理体制	20 点
		②食品管理（食材確保の考え方、地産地消、生産者情報等の公開）や調理工程等における食品衛生管理体制	
	(3)円滑な業務遂行	①専門職を含む従業員の定着率向上に関する施策	20 点
		②人員配置及び指揮命令系統、1日のスケジュール内容（正社員、パート等の配置、勤務シフトなど）	
	(4)危機管理体制	①設備等の管理、緊急事態への対応及び連絡報告体制	20 点
		②食中毒・大規模災害等発生時における給食体制の確保（代行保証制度等の体制整備）	
	(5)従業員の育成	①技術及びモラルの向上並びに接遇、安全管理研修（感染防止対策等）	5 点
見える積事に関	(6)予算額に対する見積額	①提出された給食業務委託見積額の評価	10 点
合 計			100 点

※上記の項目（見積金額は除く）については、次の6段階評価により評点を計算する。

〔特に良い〕 評点×1.0 〔良い〕 評点×0.8 〔普通〕 評点×0.6

〔やや劣る〕 評点×0.4 〔劣る〕 評点×0.2 〔提案なし〕 0点

※見積金額については、次のとおり評点を計算する。なお、小数点未満の端数が生じた場合は、切り捨てとする。

見積金額の評点＝10点×（最低提案価格／当該提案価格）